

理事の職務権限に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人オカヤマビューティサミット(以下「この法人」という。)の理事の職務権限を定め、この法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第 2 条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第 3 条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事は、他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の総数が3分の1を超えないようにしなければならない。

(細則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2021年5月27日から施行する。(2021年5月27日理事会議決)